



2025年8月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長 竹下 義樹

(事務局 つくし法律事務所)

全国生活保護裁判連絡会第31回総会・交流会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

11年以上各地で闘われてきた「いのちのとりで裁判」は6月27日、ついに最高裁第三小法廷で原告勝利の判決が出ました。国の定める生活保護基準が最高裁によって否定されるという前代未聞の事態であるに留まらず、1000人以上の原告によって全国29地域、31の訴訟団で闘われてきた集団訴訟の画期的勝利です。誤った国策でズタズタにされたナショナルミニマムの回復に向けた第一歩であり、生存権を取り戻すターニングポイントとして、歴史に刻まれるべき輝かしい結果であることは間違いありません。

しかし、違法な引き下げにより生じた影響は生活保護利用者に留まらず極めて広範な範囲に及び、被害回復の方法や再発防止策の策定など問題は山積です。にもかかわらず、判決後も国による謝罪すら一向に行われないばかりか最高裁判決の意義を矮小化させる動きすら出始めており、かつて猛威を振るった生活保護バッシングの再来も危惧されます。生活保護に対する根深い忌避感情も解消されたとはいえない中、保護基準の設定方法の見直しに留まらない、生活保護制度全体の改善は待ったなしの状況といえます。

運用面の裁判では、自動車に関する鈴鹿市の一連の訴訟では身体障害者への処分指導事件でも一審に続いて名古屋高裁でも勝訴し、障害者加算漏れに関する名古屋市事件では逆転勝訴（確定）となりましたが、自立就学目的の世帯分離のあり方に関する長洲町事件は最高裁で退けられるなど、引き続き一進一退の攻防が続いています。また、福祉事務所ぐるみの違法行為が明らかとなった桐生市事件や生駒引取扶養見込申請却下事件などでは、地方自治体が国家賠償責任を負うこと自体を前提としつつ、判決ではなく裁判所の和解協議の場でのつば競り合いが続くなど、これまでになかった闘いの形も目立つようになりました。

生保裁判連は今年2025年で設立丸30年です。昨年の第30回企画に引き続き、創立の地京都で、しかも今回は2日間に亘って開催いたします。生保裁判連30周年記念出版の報告に加えて、これからの生活保護・生活保護裁判のあり方を展望し皆さまと共有するための総会・交流会とすべく、鋭意準備中です。ふるってご参加下さい。

敬具

全国生活保護裁判連絡会第31回総会・交流会開催要領

全京都生活と健康を守る会連合会(京生連)協賛

1 スローガン 全国生活保護裁判連30周年『チェンジ アクション 生活保護』

2 日時 ※2日間開催【1日目】 2025年10月25日(土) 13:00～17:00(予定、終了後懇親会)

【2日目】 2025年10月26日(日) 10:00～12:00(予定)

3 会場 【1日目・2日目とも】花園大学返照館200番教室

〒604-8456 京都府京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1 TEL: 075-811-5181(代表)

アクセス: JR西日本「円町」駅下車徒歩8分、京都市営地下鉄「西大路御池」駅徒歩12分、
京都市営バス「西ノ京馬代町(花園大学前)」停留所徒歩2分

4 参加費・資料代

○参加費 500円(生健会会員、生活保護利用者は無料です)

○資料代 1,000円(希望者のみ)

5 プログラム

【1日目】

13:00 趣旨説明、『チェンジ アクション 生活保護 ～生活保護裁判(連)の30年』出版報告

13:20 リレートーク『生活保護裁判の魅力を語る』

① 森 絹子さん(京都新生存権裁判(いのちのとりで裁判京都訴訟)原告、京生連)

② 林 直久さん(生保裁判連事務局)

③ 高木 佳世子さん(元弁護士、筑紫女学園大学教授)

④ 中野加奈子さん(京都新生存権裁判を支援する会事務局長、大谷大学教授)

14:20 特別報告『いのちのとりで裁判最高裁勝訴判決について』 森田基彦さん(生保裁判連事務局)

15:00 パネルディスカッション『これからの生活保護の発展と生活保護裁判の展望』

尾藤廣喜さん(生保裁判連代表委員)、久野由詠さん(弁護士)、田所良平さん(弁護士)、
鈴木静さん(愛媛大学教授)

16:20 問題提起『生保裁判連から30の提案』 嶋田佳広さん(生保裁判連事務局)

16:40 総会(17:00 終了予定)

17:30ころ～レセプション 中国料理知食府(JR円町駅徒歩3分、円町交差点から南に約1分)

飲み放題付き6000円の予定

【2日目】

10 : 00 現代生活保護の論点

桐生市の生活保護問題について

小林美穂子さん（つくろい東京ファンド）

生活保護における自動車保有

芦葉甫さん（弁護士）

障害者加算に関する問題

久野由詠さん（弁護士）

（12 : 00 終了予定）

6 問い合わせ先

○ 全国生活保護裁判連絡会事務局

〒604-0883 京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3楠町ビル3階（つくし法律事務所内）

TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp